

古代・中世における牧制度の変遷と貢馬

小林 幹 男

はじめに

東国は、古代以来馬の産地として知られている。『延喜式』巻48 左右馬寮式御牧の条によれば、朝廷の牧・御牧は、甲斐・武蔵・上野・信濃4カ国に32牧が置かれていた。

そのうち信濃国には、望月の駒で名高い望月牧をはじめ、山鹿牧・塩原牧・岡屋牧・平井亘牧・笠原牧・高位牧・宮処牧・埴原牧・大野牧・大室牧・猪鹿牧・萩倉牧・新治牧・長倉牧・塩野牧などの16牧が置かれていた。

本稿では、長野女子短期大学の公開講座で講義した内容に補筆し、次の諸問題を中心に論述したい。

牧の成立以前の問題として、まず、わが国における馬の利用について考証したい。この問題については、大和政権の対外政策と騎用の馬の導入、信濃の古墳から出土した副葬品の馬具の分布状況などから、信濃を中心にした古墳時代以降の馬の利用について考えてみたい。

そして、馬の飼育と繁殖のために、大和政権が設置した国営の牧、地方豪族が開いたと考えられる牧など、牧、あるいは牧制度の成立と変遷の問題も重要である。これらの問題については、令制による諸国牧などの牧制度と諸牧の経営を中心に、諸史料によって考証したい。

本稿で扱う牧の経営と管理の問題は、比較的諸資料の得られる信濃の御牧を中心にして、御牧の成立と経営・管理、信濃諸牧の貢馬の歴史、及び宮廷における駒牽の行事などについて考証することにしたい。

1 大和政権の馬匹政策

(1) 馬の利用

中国の史書『三国志・魏志』「東夷伝」倭人の条(魏志倭人伝)は、弥生時代後期(3世紀ころ)の倭(日本)について、

「その地には、牛・馬・虎・豹・鵠無し。」

と記している。しかし、わが国では、現在までに縄文・弥生期の遺跡から40例を超える小型馬と中形馬の骨や歯が発見されている。

従って、この時期のわが国に、馬が棲息していたことは明らかである。しかし、縄文人や弥生人が、これらの馬とどのようにかかわっていたかは十分解明されていない。

また、南方種と考えられている小型馬は、日本在来種の木曾馬・都井馬・トカラ馬・与那国馬・北海道和種などの祖先といわれている。日本在来種のこの馬は、最近まで離島や木曾地方などの山間部に、純粋種が残存していた。

わが国で馬の利用が明らかになるのは、古墳時代中期(5世紀)以後である。大和政権は、朝鮮半島への侵攻を契機にして、騎用の大型馬を導入した。馬の飼養には、朝鮮半島から繁殖などの技術をもつ高麗人などの集団が渡来し、各地に移り住んで、牧の業務に従事していたものと考えられる。

『三国史記』新羅本紀には、3世紀末の儒礼尼師今のころから「倭(日本)兵」「倭人」の新羅侵攻の記事があり、一方に百済への遣使が記されている。倭(大和)政権は、3世紀から4世紀のころには百済と友好関係を保ち、一方

で新羅と抗争し、外交交渉を行っていた。

しかし、朝鮮半島の情勢は、4世紀末から5世紀になると、高句麗の発展と広開土王・長寿王の南進政策によって、大きな転換期を迎えた。

中華人民共和国吉林省の鴨緑江中流北岸の輯安(通溝)にある高句麗広開土王碑(国岡上広開土境平安好太王陵碑)の碑文1面9行に、

「而倭以辛卯年来渡百残□□□羅。以為臣民」という記事がある。

わが国の学者は、一般にこの記事を、

「倭は辛卯の年(391)を以て海を渡り来たり、百残(済)・□□・新羅を破り」

と読んでいる。しかし、この読解については、金錫亨氏らが異論を唱え(金 1969)、日朝関係史の研究に一石を投じた。

倭と百済は、『三国史記』や『日本書紀』の記事によると、4世紀末ころには友好関係を結び、倭政権が百済を侵攻するという碑文の記事は、必ずしも史実を伝えていない(小林 1992)。

この事件の内容は、『三国史記』新羅本紀奈勿王37年(392)春正月の条、百済本紀辰斯王8年(392)7月の条、そして、『日本書紀』応神天皇3年の条の記事が大筋で一致し、1年の誤差はあるが、同一の事件を記したものと考えられる。

従って、これらの記事は、『日本書紀』の記す応神天皇の時代の大陸交渉史と古墳時代前期末ころの対外情勢をほぼ正確に伝えているものと考えてよいであろう。

『日本書紀』神功皇后摂政前紀(仲哀天皇9年)10月3日の条は、

新羅王が「伏ひて飼部と為らむ。(中略)春秋に馬梳及び馬鞭を献らむ。」

と記している。次の応神天皇の条から馬に関す

る記述が増加し、『日本書紀』応神天皇3年10月3日の条に、

「東の蝦夷、悉に朝貢る。即ち蝦夷を役ひて、厩坂道を作らしむ。」

とあり、応神天皇15年8月6日の条にも、

「百済の王、阿直伎を遣して、良馬二匹を貢る。即ち輕の坂上の厩に養はしむ。」

と記されている。「輕」は奈良県橿原市大畷町付近と考えられる。

倭の軍勢は、10年庚子(400)と14年甲辰(404)に朝鮮半島で新羅・高句麗軍と対戦し、高句麗の反撃にあつて大敗した。

大和(倭)政権は、『日本書紀』の記事によると、この敗戦を契機にして、大陸から大型の優秀な馬を移入し、飼育の技術をもつ馬飼、馬具を作る鞍作などの集団も渡来して、騎兵戦用の馬の増殖を図ったものと考えられる。

また、わが国は、斉明天皇7年(661)百済の要請によって援軍を派遣し、莫大な軍需物資を朝鮮半島に送った。

しかし、この援軍は、天智天皇2年(663)に唐・新羅の水軍と白村江で戦つて大敗し、百済の再興は失敗に終わった。

このときわが国は、唐・新羅軍の侵攻に備えて、太宰府の北方に水城を築き、要地に朝鮮式山城を築城して、対馬・壱岐・筑紫に烽・防人を置くなど、大いに防備を固めた。

大和政権は、大化の改新以後、中央集権的な諸制度の整備を進めていたが、この白村江の敗戦が、さらに内政の充実と律令制度の整備を図る契機となつたと推考される。

天智天皇の死後、後継者をめぐつて争つた壬申の乱の記事、『日本書紀』天武天皇元年(672)6月24日の条に、

「湯沐の米を運ぶ伊勢国の駄五十匹、菟田郡家の頭にて遇ひぬ。仍りて皆米を棄てて、歩者を乗らしむ大野に到りて日落れぬ。」とある。すなわち、大海人皇子は、壬申の乱に際して、東国を目指して吉野から伊勢に向う途中で、湯沐から米を運んできた伊勢国の馬に逢い、直ちにその馬に徒歩の兵を乗せて伊勢に向かったと記している。

この記事は、湯沐（食封）の米の運搬に馬が利用されていること、その馬に兵を乗せて戦闘に向かわせたとあるので、すでに戦闘に馬が用いられていることなどがわかる。

また、『日本書紀』の同年6月29日の条に、「大伴連吹負、数十騎を率いて劇に来る」とあり、7月7日の条にも、「置始連菟を遣して、千餘騎を率いて急に倭京に馳せしむ。」とある。この記事は、騎馬の兵が軍団として戦闘に参加している様子をうかがうことができる。

大海人皇子は、壬申の乱の折に、伊賀・伊勢・美濃・尾張の諸国に支援を求め、近江朝の大友皇子に勝利して天皇の位についた。

北山茂人氏は、東国勢力の支援について、「信濃・甲斐からも、騎馬の隊が馳せ参じたと思われるが、それは、たぶん七月にはいつてからであろう。」と述べている（北山1978）。

信濃では、すでに古墳時代後期のころから馬が利用されていたことが、飯田市松尾の茶柄山古墳群から馬の墓が10カ所も発見されていることによって知ることができる。

大和政権の牧の経営と騎兵制度の整備は、このように朝鮮半島における戦いと壬申の乱の教訓を生かして進められたものと考えられる。

『日本書紀』天武天皇4年（675）3月16日の条に、

「諸王四位栗隈王を兵政官の長とす。小錦上大伴連御行を大輔とす。」

とあり、政府はこのとき兵部省の前身、兵政官の制度をつくり、軍政や武官の人事を担当させたのであろう。

(2) 信濃の古墳と馬

馬の利用を示す馬具は、5世紀ころの古墳から発見され、北九州では5世紀の初頭ころ、畿内地方では5世紀前半の巨大古墳の陪冢から副葬品として発見されている。

6世紀になると古墳から発見される副葬品の馬具は、東日本を中心に一層増加している。馬具を出土した信濃の古墳は、全国のおよそ20パーセントを占め、信濃における馬の飼育の増加と牧の発達を示唆している。

表1は、『長野県史 考古資料編』の「遺跡地名表」を基礎資料として、郡市別に古墳の分布状況と馬具を出土した古墳の数を示したものである。

表1 郡市別の古墳数と馬具出土の古墳数

郡市名	古墳数	馬具出土	郡市名	古墳数	馬具出土
下水内郡	7		北安曇郡	46	
飯山市	51		大町市	17	
下高井郡	9	3	南安曇郡	84	8
中野市	49	4	東筑摩郡	43	5
上高井郡	66	3	松本市	143	12
須坂市	93	1	塩尻市	16	1
上水内郡	17		木曾郡	2	
長野市	863	22	諏訪郡	15	1
更埴市	133	2	岡谷市	36	4
更級郡	41		諏訪市	44	4
埴科郡	82	3	茅野市	46	11
小県郡	91	4	上伊那郡	40	5
上田市	145	7	伊那市	125	4
北佐久郡	86	7	駒ヶ根市	13	1
小諸市	104	4	下伊那郡	242	13
佐久市	265	6	飯田市	455	47
南佐久郡	61		計	3,597	182

本県における古墳の分布調査は、『信濃史料』・『郡誌』の編纂、各市町村誌の編纂事業などとともに、次第に進められてきたが、実際に調査された古墳の数はきわめて少なく、また、過去において破壊され、滅失したと思われる古墳も多く、表1の集計数値は、構築された古墳の実数を示すものとはいえない。

例えば、上田市下之郷の東山一帯には、『小県郡史』(小山1922)に、

「東山一帯は山頸より山腹に亘り高塚の散在せること四十餘坐と算せらる。」

とあり、下之郷古墳群の存在を記している。

筆者は、上田市教育委員会の文化財保護事業の一環として、昭和46年から3年間にわたり、地元の方に案内を依頼して、遺跡の分布調査を実施した。その結果、東山地籍で39基の古墳の存在を確認することができた(小林1974)。しかし、『長野県史 考古資料編』に載せられている東山地籍の古墳は、僅かに8基のみである。

信濃の古墳は、善光寺平・上田盆地・佐久平・松本平・諏訪盆地・伊那谷などの平地の縁辺部山地や丘陵、山麓などに多く分布している。

例えば、長野市松代の大室古墳群は、善光寺平の東南部の山腹から裾部にわたって分布する積石塚・合掌式石室などの特色をもつ群集墳で、高句麗からの渡來人の墓と考えられている。

また、伊那谷の飯田市松尾の11基の茶柄山古墳群では、周湟の付近から10ヶ所の馬の墓が発見され、物見塚古墳と新井原2号墳・同12号墳からも計5頭の馬の墓が発見されている。

そして、『長野県史 考古資料編』には、下伊那郡と飯田市の馬具を出土した古墳60基ほどが記されている(表1)。しかし、実際には80基前後の馬具を副葬した古墳の存在が知られて

いる。

5・6世紀における信濃の古墳文化の波及経路を参考にして推考すると、飯田市付近は、信濃における馬匹生産の先進地域として発達し、次第に下伊那から上伊那・諏訪・上田地方へと波及し、信濃の馬の飼育の範囲を拡大したものと考えられる。

『続日本紀』神護景雲2年(768)正月28日の格に、伊那郡の大領金刺舎人八磨が、牧の現地管理者である「牧主当」としていち早く史料に登場する歴史的背景も、このような伊那郡の馬匹生産の先進性、牧の発達と関連して考えれば、容易に理解することができる。

参考文献

- 金 錫 亨「五世紀ころの朝日関係」
『古代朝日関係史』 368～371ページ
1969 勁草書房
- 小林幹男「倭政権と高句麗」
『季刊 邪馬大國』50 259～266ページ
1993 梓書房
- 北山茂人「軍事政権の樹立」
『壬申の内乱』77ページ
1978 岩波書店
- 小山真夫「高塚遺跡」『小県郡史』220ページ
1922 小県時報局
- 小林幹男「東塩田地区の遺跡」『上田市の原始・古代文化』125～126ページ
1974 上田市教育委員会

2 牧の経営と貢馬

(1) 牧制度の変遷

古墳時代の牧の実態は明らかでないが、大和付近を中心に朝廷の牧が開かれ、地方では国造などの豪族が、各地に私牧を経営していたもの

と考えられる。

因みに、佐久郡の望月牧は、大伴神社の考証などを論拠にして、伴造大伴氏と関係の深い牧として開かれたと推論する説もある。

大和政権は大化の改新（645）を経て、中国の唐の制度にならって律令国家の建設を進めた。そして、朝鮮半島における戦闘や壬申の乱（672）などをとおして、騎兵の軍事的優位性に注目し、近江国に国の牧がつくられ、馬の放牧が行われている。

すなわち、国営の牧について『日本書紀』天智天皇7年（668）7月の条に、

「近江国、武を講ふ。又多に牧を置きて馬を放つ」

という記事がある。そして、『続日本紀』文武天皇4年（700）3月15日の条に、

「諸国に牧地を定め、牛馬を放たしむ。」

とあり、牧の設置を諸国に命じていることがわかる。しかし、山口英男氏は、この命によって、直ちに、全国的に牧地が開かれたとはいえないと指摘している（山口 1986）。

牧と公私牛馬の管理は、職員令により中央では兵部省の兵馬司の所管とされ、馬の調教と管理は馬寮が行っている。そして、現地の牧の経営と公私牛馬の管理は、国司が個々の牧の牧長・牧帳・牧子を指揮・監督して行い、国司の職責とされた。

また、厩牧令13の牧馬応堪条に、

「凡そ牧馬、乗用に耐えるは、皆軍団に付す」とあり、令制の牧の目的は、軍団に付する騎用馬の飼育・繁殖にあったと考えられる。

(2) 律令制度と牧

『延喜式』兵部式と左右馬寮式には、諸国牧

（官牧）・御牧（勅旨牧）・近都牧など3種類の牧が記されている。

諸国牧は、『延喜式』巻28の兵部式・諸国牧条によると、畿内から離れた駿河国・相模国・武蔵国・安房国・上総国・下総国・常陸国・下野国・伯耆国・備前国・周防国・長門国・伊予国・土佐国・筑前国・肥前国・肥後国・日向国など18カ国に39の牧が置かれていた。

そして、「右諸牧馬五六歳、牛四五歳、毎年左右馬寮に進ず」と規定されているが、その下段に「帳は省に進ず」とあって、「牧馬牛帳」は兵部省に進上すると定められ、諸国牧の馬牛は「諸国の貢する繫飼馬牛」の名で記録されている。

また、『延喜式』巻48の左右馬寮式には、

「諸国の貢する所の繫飼馬牛は、二寮均分に檢領し、訖に兵部省に移す」

と規定されている。「諸国の貢する所の繫飼馬牛」は、諸国牧の貢上する馬牛である。

諸国牧は、これらの規定をみると、兵部省が管轄して、繫飼馬牛を兵部省に貢上している。そして、この牧は、中央政府の軍事力を支える令制の牧制度を継承するものと考えられる。

御牧は、甲斐国・武蔵国・信濃国・上野国の4カ国に計32牧が置かれ、左右馬寮が管轄した。御牧は、朝廷に貢上する御馬の飼養・繁殖が目的であり、信濃には、埴原牧・望月牧など16牧が置かれた。

信濃の御牧の成立の時期は明らかでないが、天平神護元年（765）の内厩寮の設置、神護景雲2年（768）に牧主当伊那郡大領金刺舎人八麿の解を受けて出された格などと前後して御牧の一部が成立し、延暦16年（797）に監牧の官符が出されているので、信濃国中に御牧が成立

し、監牧（牧監）が配置されたものとする説が有力である（山口 1989）。

近都牧は、畿内近国の8カ国に置かれ、諸国から貢上される諸国牧の馬を飼養し、諸行事などに使用するのが主な役割であった。

『延喜式』巻48の左右馬寮式・寮牧の条に、
「摂津国 鳥養牧 右寮・豊嶋牧 右寮
為奈野牧 右寮

近江国 甲賀牧 左寮

丹波国 胡麻牧 左寮

播磨国 垂水牧 左寮

右諸国が貢する所の馬牛を各件の牧に放ち、事に随って繋ぎ用いる。」

と規定されている。そして、近都牧の役割については、左右馬寮式の繋飼の条に、

「毎年十月以前に長が牽いて貢上し、近都牧に放飼す」

とある。すなわち、近都牧では、毎年10月までに諸国から貢上された繋飼の馬を左右馬寮が均分して検領し、兵部省に報告した後に放飼して、年中行事の諸祭の祓馬や節会、あるいは天皇の行幸などに用いられたのである。

また、『延喜式』巻48の左右馬寮式・国飼馬数の条に、

「国飼の御馬は、山城国6疋・大和国5疋・河内国6疋・摂津国10疋・伊勢国10疋・近江国10疋・美濃国10疋・丹波国5疋」

とあり、畿内8カ国で飼養された左右馬寮の国飼馬は各31疋で、計62疋の御馬が必要に応じて京に牽進された。この国宮牧の制度は、その後幾度か変更されている。

(3) 御牧の管理機構

内厩寮は、恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱

（764）後、中央の軍事機構から仲麻呂色を払拭するために置かれたといわれ、大同3年（808）には令制の左右馬寮を一体化して設置された主馬寮と統合されて左右馬寮が置かれた。

すなわち、恵美押勝の乱の翌年の『統日本紀』天平神護元年（765）2月3日の条に、

「始めて内厩寮を置く」

と記されている。

そして、『統日本紀』神護景雲2年（768）正月28日の格に、信濃国牧主当伊那郡大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿の名があり、牧の現地管理者が「牧主当」と呼ばれ、伊那郡の大領金刺舎人八麿がその職にあったことがわかる。

この金刺舎人八麿は、恵美押勝の乱に孝謙上皇方について活躍し、その論功行賞によって従五位下勲六等を授けられた人物である。

また、この格は、牧の現地管理者「牧主当伊那郡大領の金刺舎人八麿」の解を受けて出された内厩寮の解を引いている。

このことは内厩寮が、所管の牧をもっていたことを意味している。そして、政府はこのとき、内厩寮の牧（御牧）を八麿のゆかりの伊那郡に設置したものと考えられる。

内厩寮は、その後大同3年（808）に主馬寮と統合され、新たに左右馬寮が設置された。

主馬寮は、宝亀10年（779）から天応元年（781）ころに、令制の左右馬寮を統一して設置された役所である。

左右馬寮は、諸国の御牧の管理と宮廷で用いる御馬の飼養・繁殖と調教を担当した。

御牧の制度は、その後牧の管理を怠ったために、牧格（牧の柵）が壊れて牧馬を失ったり、課欠駒が増加するなどして牧馬が不足し、御馬の貢上の期日も遅延し、貢馬数の不足が相次い

だ。

そして、権門勢家や有力寺社を本家・領家とする本格的な荘園が発達する中で、10世紀ころから御牧の経営もしだいに現地の管理者に請負わせるようになり、御牧も左右馬寮の私牧となっていた。

参考文献

山口英男「八・九世紀の牧について」『史学雑誌』95-1 4～6ページ 1986

山口英男「駒と信濃布」『長野県史』通史1 629～30ページ 1989

3 信濃の御牧

(1) 御牧の分布

御牧は、『延喜式』巻48の左右馬寮式御牧の条に、

甲斐国 柏前牧・真衣野牧・穂坂牧 (3牧)

武蔵国 石川牧・小川牧・由比牧・立野牧 (4牧)

信濃国 山鹿牧・塩原牧・岡屋牧・平井弓牧・笠原牧・高位牧・宮処牧・埴原牧・大野牧・大室牧・猪鹿牧・萩倉牧・新治牧・長倉牧・塩野牧・望月牧 (16牧)

上野国 利刈牧・有馬島牧・沼尾牧・拜志牧・久野牧・市代牧・大藍牧・塩山牧・新屋牧 (9牧)

と記され、4カ国に計32牧があり、信濃には全国の御牧の半数にあたる16牧が置かれていた。

『延喜式』左右馬寮式の東信濃の御牧の記事は、新治牧・長倉牧・塩野牧・望月牧がおよそ地域的まとまりをもって記載されている。

この牧名の記載は、地理的な要素、あるいは牧の成立年代など、何等かの規則的な配列の順

序・地域的まとまり、牧名の記載順序があるものと思われる。

信濃の御牧については、現在表2のように推定されているが、萩倉牧の比定地は、今のところ有力な所説がなく、また、塩原牧・笠原牧については異説がある(図1)。

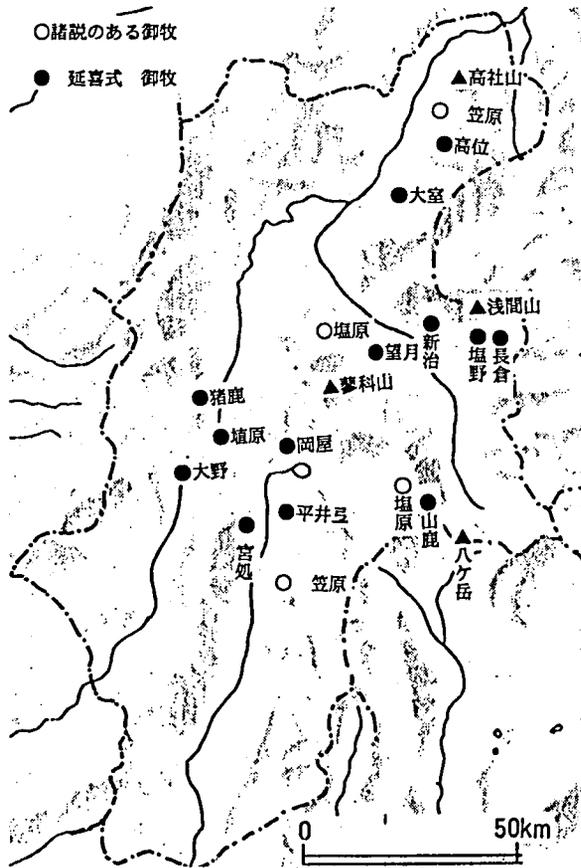
表2 信濃の御牧(長野県史による・一部補正)

牧番号	牧名	推定所在地
1	山鹿牧	茅野市豊平南大塩、湖東
2	塩原牧	茅野市米沢
3	岡屋牧	岡谷市岡谷
4	平井弓牧	上伊那郡辰野町平出
5	笠原牧	伊那市美篤
6	高位牧	上高井郡高山村駒場・牧・高井
7	宮処牧	上伊那郡辰野町伊那富・宮処
8	埴原牧	松本市中山埴原
9	大野牧	東筑摩郡波田町・山形村・南安曇郡安曇村
10	大室牧	長野市松代町大室
11	猪鹿牧	南安曇郡穂高村西穂高牧
12	萩倉牧	未詳
13	新治牧	小県郡東部町新張
14	長倉牧	北佐久郡軽井沢町長倉・発地
15	塩野牧	北佐久郡御代田町塩野・馬瀬口
16	望月牧	北佐久郡浅科町・望月町・北御牧村・立科町

山鹿牧と塩原牧は、八ヶ岳山麓の扇状地に開かれた御牧であろう。塩原牧については、『神使御頭之日記』天文5年(1536)正月1日の条に「塩原」、「御頭役請執帳」元龜3年(1572)3月13日の条に、「浦野之塩原之郷」などとあり、付近に、「馬越・駒ごめ・駒がた・牧寄」などの地名があることから、小県郡青木村付近とする説が有力である。(黒坂・小池 1979)。

しかし、この所説の論拠となっている史料は、いずれも戦国時代のものであり、10世紀初頭に編纂された『延喜式』とは600年余の年代差がある。従ってこの史料によって所論を決定するには躊躇を覚える。

図1 信濃における御牧の分布



そして、従来の所説である茅野市米沢にも、「塩原の原・野馬窪・馬飼場」などの地名があり、嘉禎3年(1237)の『祝詞段』に駒形明神の記事がある。

この茅野市米沢説も、八ヶ岳山麓の御牧と推定される『延喜式』の記載順序、『吾妻鏡』の記載例からみて、さらに慎重に検討する必要がある。

岡屋牧・平井互牧・笠原牧・宮処牧は天竜川沿いの扇状地、あるいは台地に開かれた牧である。

笠原牧については、中野市笠原とする説もあるが、『吾妻鏡』によると左馬寮領の牧に笠原御牧が、南信濃の御牧の冒頭に記され、笠原南

条牧・笠原北条牧が高井野牧・吉田牧など北信濃の牧の間に記されている。従って、『延喜式』の笠原牧は、『吾妻鏡』の笠原御牧であり、後者の南条牧・北条牧が中野市笠原付近にあった牧であろう。

『延喜式』の記載順としては、笠原牧と宮処牧の間に高位牧が記されている。『吾妻鏡』では、大室牧・常磐牧・萩金井牧・高井野牧・吉田牧の順に記載されている。高井野牧は、上高井郡高山村駒場・牧付近にあった北信濃の牧であろう。

そして、『延喜式』の高位牧と『吾妻鏡』の高井野牧は、同一の牧と考えられる。地理的記載順序からみると、高位牧は伊那の御牧の間にあり、大室牧は松本平にあったといわれる大野牧・猪鹿牧の間に記されている。地域的まとまりをもつ記事の中で、この2例の例外的な記載が、どのような理由によるものか、現在のところ明らかでない。

塩原牧・大野牧・猪鹿牧は、松本平にあった御牧と考えられている。『吾妻鏡』では、塩原牧の名は消えているが、南内牧と北内牧の2牧に分けられたものと考えられる。

大野牧と猪鹿牧の間にある大室牧は、『吾妻鏡』には北信濃の牧の中に記されており、長野市松代町大室付近にあった御牧と考えられる。

また、『信濃地名考』には、

「山鹿・塩原・岡屋・宮所・笠原諏訪郡なるべし、宮所・笠原今属伊那郡、大野牧伊那郡なり、平出・塩原筑摩郡なるべし、高位・大室は高井郡なり、望月・長倉・塩野・新治・猪鹿牧・萩倉六牧は佐久郡なるべし、」

とある。

この牧の比定地は、平井弓牧を洗馬・塩尻とし、大野牧を伊那郡、猪鹿牧・萩倉を佐久郡の牧としている。そして、猪鹿を緒鹿の誤記とし、

「今の恩川村なるべし、上野甘楽郡惣名西牧、此里ひがし森平に駒形の祠あり」

と記している。しかし、猪鹿牧は、『大宮造栄之目録』元徳元年（1329）の条に「伊賀之牧」とあり、明応10年（1501）の『三宮穂高社御造宮定日記』に「猪鹿牧」とある南安曇郡穂高付近の御牧であろう。

また、萩倉牧については、

「萩倉牧は、今の萱倉なるべし、萩にうみかやの訓あれば也、又東鑑金倉井に作る、金倉もかやくら也、按、古事記思兼命自注曰、訓加屋屋、今按、倭名抄曰、爾雅集注云、萩恩秋、和名波木、今按、牧名用萩字、萩倉是也云々、これ恐は源氏伝写の誤をつぎ給ふにやあらん、今猶萱倉の地あるをもて正しとすべし、」

と述べているが、今後の研究に待ちたい。

新治牧・長倉牧・塩野牧は、いずれも浅間山麓に開かれた御牧であり、望月牧は、北佐久郡浅科村の蓬田付近を中心に、望月町と北御牧村・小諸市に跨がる御牧ヶ原台地、さらに立科町にもおよぶ広大な御牧と考えられる。

『信濃地名考』は、望月牧について、

「望月御馬城は須加間の原と云、北は布引山、諏方山より、上原・中原・下原・御馬寄・駒寄の地名あり、牧布施の南に駒形の神祠、千隅河を隔てて小原塚原に駒形の神祠建つ、望月牧の封境なるべし、」

とある。この所論は、最近の調査に基づく所説ともほぼ一致し、さらに、駒形神社を望月牧の封境に建立された神社としている。

信濃の御牧の位置については、牧に関する地名、遺跡などと共に、『吾妻鏡』文治2年（1186）の左馬寮領の牧の記事などを参考にして比較考証すると、かなりの蓋然性が浮かんでくるように思われる。

また、信濃の御牧の成立年代については、前述のとおり、延暦16年（797）ころに成立し、延喜式制の御牧へ移行したものと考えられる。

(2) 御牧の管理と牧監

御牧は、左右馬寮が管轄し、『延喜式』の兵部式・牧監の条に、甲斐・信濃・上野3国には牧監が置かれ、諸国牧と御牧が置かれた武蔵国には、1牧または数牧単位に別当が配置されている。

そして、『延喜式』巻48の左右馬寮式・牧監の条に、

「甲斐・信濃両国牧監は左寮、武蔵国別当・上野国牧監は右寮」

とあり、甲斐と信濃は左馬寮、武蔵と上野は右馬寮の管轄と定められていた。

牧監（監牧）は『三代格』巻15・延暦16年（797）6月7日の官符に、

「監牧の司正職に非ずと雖も、家を離れて任に赴くは、国司に同じである。宜しく埴原牧田六町を以て公廩田と為すべし。」

とあり、国司と協力して、国内の牧の管理・経営、牧馬の貢上に責任をもち、貢馬の牽進を引率した専任官と考えられている（山口 1986）。

そして、牧監は、国司と同じように任命されて現地に赴き、公廩田と呼ばれる職田が与えられた。

牧監の定員は、『延喜式』兵部式により甲斐国1人・信濃国2人・上野国1人と定められて

いた。そして、信濃国の牧監は、望月牧に1人、その他の諸牧に1人が配置され、牧監の秩限(任期)は6年、国司に准ずる職と定められていた。

信濃諸牧の牧監には、

延喜17年(917) 御船有文

牧監代御船春淵

承平元年(931) 諸牧別当(牧監)郡行

天慶元年(938) 多治基国・

牧監代多治正兼

長保2年(1000) 紀高雅(任終)

藤原有邦

などの名が諸史料にみえる。

また、権大納言藤原行成の日記『権記』の寛弘6年(1009)8月16日と17日の条に、

「八月十六日戊戌、詣左府、参内、信乃馬牽、依三日限、随勅定進止、令奏事由、仰云、依康保三年八月廿六日国忌廢務、不分取、令候馬寮例、今日給馬寮、明日可令取、即仰善言朝臣、退出、十七日巳亥、参左府、若宮参内給、取信乃馬、子細在別、」

とあり、この駒牽の記事に、滋野善言朝臣と推考できる名がある。貢馬の引率、駒牽行事への参加は、牧監の重要な任務であり、滋野善言朝臣は信濃諸牧の牧監、あるいはこれに準ずる地位にあった人物と考えられる。しかし、望月牧の牧監については、具体的な記録が残されていない。

牧監は、御牧の現地の管理者である。歴史的な呼称は、牧主当→監牧→牧監と変化している。

監牧は、信濃の官牧がすべて御牧となった延暦16年(797)ころに、はじめて信濃に配置されたと考えられている(山口 1986)。

御牧には、「厩牧令」により、牧の責任者の牧長が1人、事務・書記を担当する牧帳が1人、牧馬1群(100疋)ごとに牧子が1人置かれた。そして、天長3年(826)に、馬医が国ごとに1人、騎士が馬6疋ごとに1人を置くと定められている。

(3) 御牧の経営

御牧の経営は、牧馬の飼養と繁殖、牧田・馬寮田の耕作などの多様な業務があり、牧長を中心にして牧帳・書生・牧子・飼丁・馬戸丁などがこの仕事に従事した。飼料用の牧草の刈込み、検印などの作業は、多くの労働力を必要としたので、周辺の百姓も動員して行われ、牧格の修理は牧内に住み着いた浪人などに分担させた。

牧馬の調教は、御馬の業務の中でも最も重要な仕事の一つであり、専門の騎士が担当し、駒牽の儀式のときに馬があばれると、国騎士に乗りおさえせることもあった。

牧馬の飼養形態には、放飼・繋飼があり、『延喜式』では、繋飼をさらに厩舎で飼養する檻飼と放牧地区の中で飼養する繋飼に分けている。

山口英男氏は、安和元年(968)のものと思われる「牧馬帳」によって、

「牡馬は父馬(種馬)と蕃息(子馬)、牝馬は生殖能力があって繁殖を義務づけられた責課の馬と、年少または老齢で生殖能力のない不課の馬に区分している」

とし、牧馬の区分を明確にした(山口 1989)。

牧馬の繁殖率は、6割以上とされ、牝馬は初夏を中心に発情するので、この時期に優秀な牡馬と交尾させて妊娠させた。課欠の駒は、定められた繁殖率に達しない牧馬のことである。

『類聚三代格』延暦21年(803)8月14日の太政官符に、

「自今以後馬を徴するを停め、駒一疋ごとに稲四〇〇束を徴せしむ。」

とある。牧子たちは、課欠の駒の重い負担のために、稲の未納が積もり、逃亡したり、疲弊して浮浪する者も多くあらわれた。

『類聚三代格』弘仁3年(812)12月8日の太政官符は、課欠の駒の負担を200束に改めたが、問題は解決されなかった。

『政事要略』所載の天長元年(824)8月20日の太政官符に、

「諸国課欠の駒の直を徴す。牧子等其の苦に堪えずして、競って他郷に逃る。諸国共に其の弊を被ると雖も、信濃最も甚し。誠に監牧課欠に与かるに依る。(中略)永く監牧を罷め、国司をして掌らしめんことを」

と訴えられている。

牧監は牧子に対して、定められた繁殖率の6割以上を確保すること命じ、達成できないときは罪を科し、あるいは、馬の代価として稲の代納を命じた。この訴により、信濃の牧監の定員は1人に減員され、国司がもとに検校し、監牧の任期を6年と定め、交替するときには国司に准じて解由による交替手続をとらせた。しかし、減員されていた牧監の定数は、その後、天安2年(858)5月11日の太政官符によって旧に復し、再び2人に増員された。

参考文献

黒坂周平・小池雅夫「塩原牧」『長野県の地名・日本歴史地名体系20』213ページ
1979 平凡社

山口英男「駒と信濃布」『長野県史』通史 1
642ページ 1989 長野県史刊行会

この項の御牧の比定地は、同書の

「表42長野県内の古代の牧」によった。
「延喜式」巻48『新訂増補国史体系』
973ページ 1972 吉川弘文館

吉田好謙「信濃地名考」『新編信濃史料叢書』
83～84ページ 1970

山口英男「八・九世紀の牧について」『史学雑誌』95-1 24ページ 1986

山口英男「八・九世紀の牧について」『史学雑誌』95-1 23ページ 1986

山口英男「駒と信濃布」『長野県史』通史 1
623ページ 1989 長野県史刊行会

4 望月牧と貢馬

(1) 望月の牧と駒形神社

望月牧の周辺には、浅科村蓬田の八幡神社にある高良社と小諸市鶴久保の十二社、および5ヶ所に駒形(方)神社がある(図2・表3)。

そして、駒形神社の分布とほぼ同じ領域に、滋野氏、あるいは望月氏と縁の深い布引の积尊寺(小諸市布引)、小平の福王寺(望月町)、茂田井の無量寺(立科町)、山部の津金寺(立科村)などの古刹がある。

浅科村蓬田の高良社は、駒の飼養・繁殖に携わった渡來人の社といわれ、高良富命を祭神としているが、もとは渡來人の高麗社であったといわれている(木内 1979)。

『続日本紀』元正天皇の靈龜2年(716)5月16日の条に、

「駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の七国の高麗人一七九九人を武蔵国に遷し、始めて高麗郡を置く」

とある。

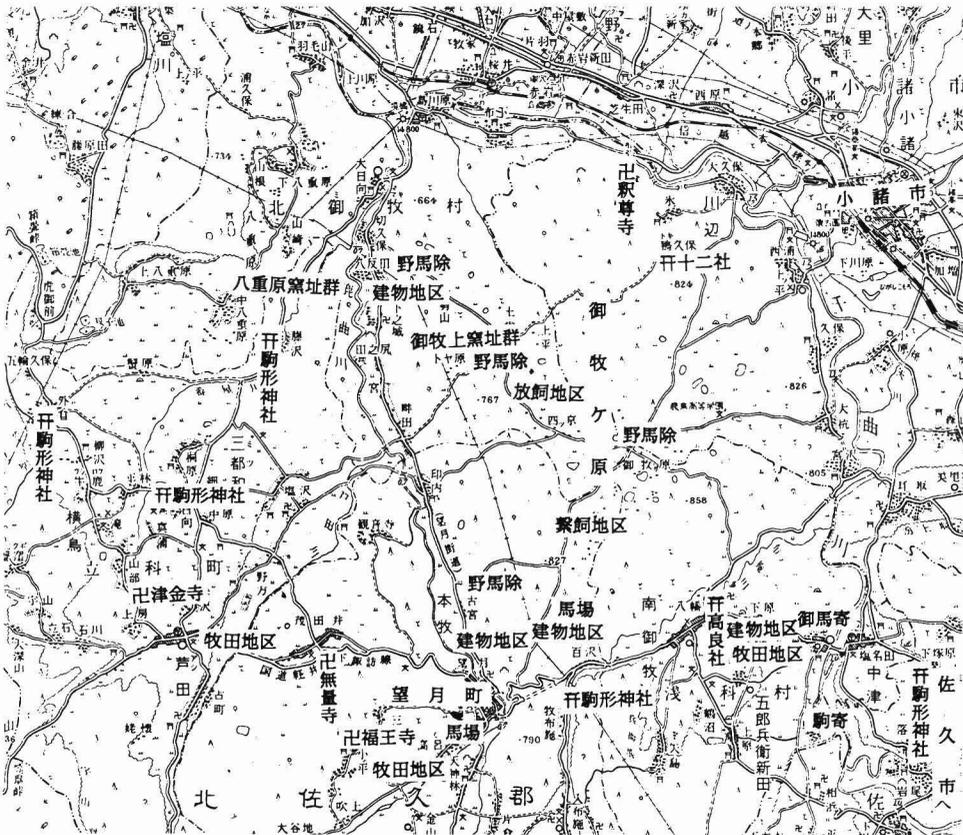
望月町牧布施の駒形神社



表3 駒形（方）神社の分布

所在地	神社名	祭神
浅科村蓬田	高良社	高良富命
佐久市下塚原	駒形神社	宇気母智神
望月町牧布施	駒形神社	猿田彦命
立科町藤沢	駒方神社	宇気母智神
立科町戸倉	駒方神社	宇計毛知神
立科町日向	駒方神社	宇計毛知神
小諸市鶴久保	十二社	宇気母智神

図2 駒形（方）神社の分布図



埼玉県入間郡日高町には、高麗の人たちの社として造られた高麗神社があり、社殿の額には「高句麗神社」と記されている。

浅科村蓬田の高良社も、入間郡日高町の高句麗神社と同様に、大陸から渡来した人たちの尊崇する社であったろうか。

また、望月牧の周辺の駒形神社は、前掲『信濃地名考』にも、望月牧の封境に祀られた社とあり、牧の管理、駒の飼養に関係する人たちが祀った社といわれている（與良 1956）。

もし、この推論が正しいとすれば、望月牧周辺の駒形神社の分布によって、望月牧のおよその範囲を知ることができる。望月牧周辺の駒形（方）神社の分布、および祭神を同じくする社は、表3・図2のとおりである。

この社の分布を望月牧の範囲と考えれば、望月牧は、前述のとおり高良社のある浅科村蓬田を中心にして、望月町・北御牧村・小諸市、そして、立科町がその範囲ということになる。東信濃の御牧には、軽井沢発地に長倉村に関する駒形神社がある。そして、小諸市八満にも塩野牧に関する駒形神社があり、いずれも御牧の縁辺に祀られている。

(2) 望月牧の御馬

望月牧は、甲斐・信濃・武蔵・上野4カ国に設置された32の御牧の中でも最大の御牧であり、その中心は望月町・浅科村・北御牧村・小諸市に跨がる御牧ヶ原にあったと考えられる。

望月牧の貢馬は、『政事要略』所載の延喜5年（905）5月9日の官符に、

「信乃国望月御馬事左牧字廿元卅」とあり、左馬寮の所管で、牧印は「牧字」、延喜5年以前には30疋を貢上し、このとき20疋に

改められと記されている。

『延喜式』左右馬寮式・年貢の条によれば、甲斐・武蔵・信濃・上野などの4カ国、計32御牧の貢馬数は、240疋と定められ、信濃国80疋、諸牧60疋、望月牧20疋と規定されている。

また、『類聚三代格』貞観18年（876）正月26日の太政官符に、

信濃の「今ある所の勅旨牧（御牧）の御馬二千二百七十四疋」とある。

このころ信濃の御牧では、牧格（牧柵）の破損・焼失によって御馬が農地を踏み荒らし、牧外に亡失して、「今ある所の勅旨牧の御馬」と記されている。従って、実際の御馬数は、これより多い数であった考えられる。

また、信濃諸牧の貢馬数は『延喜式』左右馬寮式・年貢の条に80疋と定められ、延喜5年以前の望月牧の貢馬の数は30疋とあるから、この数値から推考すると、

$$2274 \times \frac{30}{80} = 852 \pm (\text{疋})$$

という計算が成り立ち、貞観18年ころの望月牧の御馬数は、およそ800~900疋と推定して大過ないであろう。

現在の牧場は、牧柵で囲まれた広い放牧地と管理事務所だけであり、主として高原や冷涼地で、初夏から初秋の放牧を目的に経営されている。

しかし、古代の御牧の経営は、現在の牧場の放牧期以外に、晩秋から越冬、そして、春までの厳しい冬の季節の御馬の飼養と管理、飼料の確保という仕事があり、このために広大な放牧地区が必要であった。

また、御馬の増殖と調教も大切な業務であり、

この他にも、御牧で働いていた牧長以下の牧司の食料や牧の経費を賄うための牧田や馬寮田の耕作の仕事があった。

(3) 御牧ヶ原台地の野馬除

御牧の施設は、牧格（柵）で囲まれた放飼地区、厩舎をともなう繋飼地区、牧長などの牧司が御牧の管理事務を執る事務所、牧司らの住居、および倉庫・工房などのある建物地区、御馬を調教する馬場、牧田・牧寮田などの牧田地区、そして自由放牧地区などがあったと考えられる。

望月牧の放飼地区は、御牧ヶ原台地に残る野馬除と呼ばれる土塁状遺構の分布によっておよそその位置を知ることができる。

望月牧の野馬除（土塁状遺構）は、東端が浅科村の桑山地籍にある富士見塚（標高868.4メートル）の北側付近から布施川に向けて斜面を下った辺りにあり、その延長線上に御馬寄がある。御馬寄は、望月牧の御馬をここに集めたことから生まれた地名であり、近くには駒寄の地名も残っている（図2）。

富士見塚から北西方の野馬除は、農業大学校の西南方の「池久保」地籍を北西に向い、「牛松」の東方をとおって「とや原」から下之城東方の段丘上に至る辺りが西端である。野馬除は、ここで大きく迂回して北東に向かっている。

池久保地籍の野馬除遺構は、二重に走る土塁状の盛土があり、頂上に松が植栽されている。この地籍の土塁状遺構は、現在118メートルほどが残り、北御牧村の史跡に指定されている。

土塁状遺構の全幅は9.3メートルで、その間に溝状の窪地があり、幅が4.4メートル、深さは埋没していて明らかでないが、浅い鍋底状になっている（写真）。

御牧ヶ原の野馬除（池久保）



溝状の窪地は、池久保地籍の北西方に位置する「御牧上」地籍の調査結果によれば、深さ1.12メートルのV字状に造られていたと報告されている。土塁上には、御馬の逃亡を防ぐための牧格（牧柵）が、二重の土塁上に築かれていたと考えられる。

御牧ヶ原台地の放飼地区は、野馬除遺構の分布からみて、土塁状遺構の北東台地の一帯と考えられる。この地区の北東端部の大部分は、千曲川に面した断崖であり、僅かに小諸市の鶴久保方向にV字状の谷地形が開析している。

鶴久保の集落は、谷間に開かれた小さな集落であるが、永正11年（1514）7月に望月肥後守重吉・同肥前守重定が大旦那として社殿を建立した十二社がある。十二社は、その後も永祿11年（1568）4月に望月信雅が大旦那として社殿を建立し、寛永15年（1638）10月の社殿にの修造には、小諸藩主松平忠憲が大旦那となっている。

十二社の祭神は、佐久市下塚原の駒形神社と同じ宇気母智神であり、望月氏に縁が深く、望月牧と関係のある社と考えられる。

佐久市下塚原の駒形神社は、御馬寄の対岸、塩名田の南東に位置する下塚原の断崖の上に造られている。この社の祭神は、騎乗の男女2神が祀られ、明らかに望月牧と関係の深い社と考えられ、本殿は国の重要文化財に指定されている。

望月牧の繫飼地区を八重原台地とする説もあるが、その可能性は小さい。八重原台地には、八重原窯址群と総称される27基の須恵器や瓦の窯址が発見されている。

しかし、この台地は、望月牧の中心と考えられる望月・浅科地区から遠く離れている。また、八重原台地は、寛文2年(1662)に黒沢嘉兵衛が八重原堰を開くまでは、用水に乏しく、大部分が未開の原野であったと思われる。

八重原窯址群が、望月牧に須恵器などを供給していたことは十分推考されるが、その事が直ちに繫飼地区、あるいは建物地区の存在を証明することにはならない。

これに対して望月街道に沿った望月町古宮の近くには、厩尻の地名がある。そして、平安時代の住居址25棟が検出された岩清水遺跡がある。岩清水遺跡は、近くに「岩水」と呼ばれる豊かな湧水があり、紡錘車の勢車や鍛冶に関係する鉄滓・鞆の羽口などを出土し、望月牧に関係する集落の可能性が大きい。そして、古宮から御牧ヶ原台地へ上った台地の縁辺には、野馬除の土塁状遺構が残っている。

また、御牧ヶ原台地にも、野馬除遺構の近くに斜面を利用して須恵器を生産した窯址群がある。すなわち、浅科村蓬田地籍の須釜原窯址群・

内匠窯址、鹿曲川に沿った畦田から八反田附近の東方台地上に梨ノ木沢窯址群・山神前窯址・沢入窯址・御牧上窯址群・大原窯址・とや原窯址・下笹窯址・立野萱沢入窯址など39基の窯址が発見されている(図2)。

望月牧の繫飼地区は、これらの諸資料の検証から、放飼地区の野馬除の西南方から鹿曲川に面した台地縁辺部にある野馬除との間の御牧ヶ原台地西南部が有力な候補地と考えられる。

建物地区は、機能的に考えても、繫飼地区の近くにあった筈である。厩舎、倉庫、事務・監理棟の一部、馬の飼養・管理をする下級牧司の住居は、当然台地上につくられ、鹿曲川に沿った蓬田附近にも建物地区があったものと考えられる(図2)。

因みに、蓬田附近には、水地村・唐沢・中村・松ヶ沢・寺田・野尻など多くの平安時代の遺跡があり、野尻遺跡からは重要文化財に指定されている鉄鐘が出土している。

牧馬を調教する馬場は、繫飼地区に近い台地上も考えられるが、望月町協和地区の台地に馬場の地名がある。この附近の台地が、四季を通じて利用された馬場と考えてよいであろうか。

望月牧の牧田地区を推考する同時代史料はないが、天正14年(1586)年の『信州佐久郡之内貫之御帳』によると、

芦田	一千貫	山辺	三百貫
ほそや	拾八貫	塩沢	四拾貫
茂田井	七百貫	望月	五百貫
三井	百貫	小平	百貫
かすか	六百拾九貫	天神林	三百貫
比田井	四百貫		
藤沢	七十貫	下ノ城	九百六拾貫
院内	三百貫	牧ふせ	百貫

蓬田 三百貫 桑山 百貫
矢島 貳百五拾貫 八幡町 貳百五拾貫
御馬寄 貳百五拾貫

とある。この耕地の実態は、古代からの遺跡の分布とも深い関係があり、その後、五郎兵衛堰・塩沢堰・八丁地堰・宇山堰などが開かれるまでは、この『信州佐久郡之内貫之御帳』と大きな差異がなかったものと推考される。

従って、牧田地区の検討は、ほぼこの地域を対象として検証することになる。

芦田川・番屋川・赤沢川流域の芦田・茂田井・山部の計は2,000貫、八丁地川と鹿曲川上流の望月・春日・天神林・比田井・院内の計は2,119貫、布施川流域の牧布施・蓬田・桑山・矢島・八幡・御馬寄の計が1,250貫、鹿曲川下流域の下之城が960貫、大日向を加えて1,000貫になる。

牧田地区は、この4地区が候補地にあげられる。また、塩沢原を牧田地区とする説もあるが、当時塩沢原は水田耕作に必要な用水がほとんどなく、その可能性は少ない。

しかし、塩沢本郷には、塩井など望月牧にかかわる伝承地があり、冬期間の自由な放牧地区であった可能性がある。また、宝暦8年(1758)年に金子詮寅が著した『信陽佐久立科高井飯盛山嶺麓 蘆田八箇略誌』に、

大井庄霧原里芦田郷
大井庄霧原里宇山郷
顕光寺庄(大井庄)霧原里山部郷
顕光寺庄霧原里牛鹿村
滋野庄霧原里小沼郷 塩沢郷
滋野庄霧原細谷郷
滋野庄霧原細谷新田
滋野庄霧原里蟹原郷 藤沢郷

とあり、塩沢などが滋野庄と記され、望月牧との関係をうかがわせる。

さらに、同書に記された小僧石(鍵引石)の伝承に、「切原の牧へ通りける時」の記述がある。前掲り「滋野庄霧原細谷新田」は、現在の立科町東部地区の桐原集落であり、望月牧の流れを汲んだ桐原の牧がこの辺りに存在した可能性もある。

参考文献

吉田好謙「信濃地名考」『新編信濃史料叢書』

84ページ 1970

木内 寛「望月牧」『長野県の地名・日本歴史地名体系』142ページ 1979 平凡社

與 良 清「佐久の古牧」『北佐久郡誌』

117~118ページ 1956

5 貢馬と駒牽の行事

(1) 信濃牧の貢馬

『延喜式』巻48の左右馬寮式・年貢の条に、年貢御馬は、

甲斐国 六十疋 真衣野牧・柏前両牧卅疋、
穂坂牧卅疋
武蔵国 五十疋 諸牧卅疋、野牧廿疋
信濃国 八十疋 諸牧六十疋、望月牧廿疋
上野国 五十疋

と定められている。

諸牧の駒は、毎年9月10日に国司と牧監(甲斐・信濃・上野)、武蔵国では別当と一緒に牧に臨んで、2歳になった駒の左後肢の外側に焼印を捺し、帳簿に記載して中央に報告した。貢課の駒の繁殖数も、このとき同時に調査されている。

そして、4歳以上の駒についても調査が行われ、騎用に堪える優秀な馬を選び、調教して翌

年8月に牧監らによって朝廷に貢上された。

2歳の駒に捺した検印は、延喜5年(905)5月9日の官符に、

「信乃国望月御馬左牧字」

とあり、望月牧の駒は「牧」字印を用い、他の信濃15牧は「官」字印を捺した。望月牧以外にも、甲斐の穂坂牧が「栗」字印を用いている。

大日方克巳氏は、望月牧が「牧字」を用いているのは、

「武蔵の場合と同じく、15牧は8世紀の官牧を再編して成立しているのに対し、望月牧の御牧編入は新しいことを示している。」と述べている(大日方 1993)。

また、山口英男氏は所論の注に、

「牧馬印の文字は、御牧が新設された時点での性格を示すと考えてよいであろう。」

と述べ、「官」字印は令制本来の牧から編入されたは場合であり、「官」字以外の印を用いる御牧は、新設御牧か、私的性格の強い既存牧からの転入と考えられるとしている。

そして、御牧「転入の時期は、延暦16年(797)の牧の公廩田が埴原の地におかれていることからみて、それ以降のことと想像できる。」と推考している(山口 1989)。

両氏の所説は、望月牧の御牧転入の時期を、いずれも他の信濃15牧より新しいものとし、山口氏は延喜16年以降と推論している。

また、望月牧の成立については、前述のとおり望月町に『延喜式』の佐久三座・大伴神社があるのを論拠に、大伴氏の影響を受けて開設されたとする説がある。

大伴氏は、大和朝廷を構成する伴造の中で、最も有力な一族であったが、欽明天皇のときに大伴金村が朝鮮政策に失敗して失脚した。その

後、大伴氏は壬申の乱の功績によって重用され、再び家運が隆盛した。しかし、一族の者が橘奈良麻呂の乱(487)や藤原種継の暗殺事件(785)に連座し、さらに、伴大納言善男が応天門の変(866)により伊豆に遠流となって衰退した。

大伴氏関係説は、大伴氏の一族が事件に連座して衰退した時期と監牧の官符が出され、信濃に御牧が成立したと考えられる延暦16年(797)年と時期的にはほぼ符合している。そして、望月牧が大伴氏の衰退とともに私的性格の強い既存の牧から転入されてとの所論も検証する価値がある。

『弘仁式』主税式に、

「凡そ諸国牧馬入京路次の飼秣は、甲斐武蔵等国は匹別に四把、信濃上野等国は一束。並に日に一駅を行く。」

と定められている。

信濃諸牧の貢馬は、7月20日ごろに牧監の置かれた埴原牧に集められ、ここから牧監に率いられて、「日に1駅を行く」とあるから、京都との間の駅家が22駅、すなわち、22日かけて京に送られたことになる。

望月牧の貢馬は、別に牧監が率いて京に送られたものと思われる。

貢馬の経路は明らかでないが、東山道を通り、国府のある覚志を経由したとすれば、清水駅家(小諸市)、あるいは県(東部町)附近から東山道に入って、亘理(上田市)・浦野を通り、保福寺峠を越えて錦織から覚志(松本市)に出たことになり、日程は3日追加される。

この場合、望月牧の貢馬が、なぜ東山道から遠く、地理的に不便な御馬寄に集められたかが問題になる。清水駅家経由であったとすれば、

牧に縁のある鶴久保の十二社を通して大久保辺りに集めるのが便利である。また、県付近から東山道に入ったとすれば、下之城付近に集めるのが地理的にも便利である。

望月牧の貢馬が、古東山道筋の御馬寄に集められたのは、古東山道経由で蓼科山麓を通り、諏訪の郡衙に出て、深沢駅家、あるいは宮田駅家付近から東山道に入ったのではあるまいか。この場合、御馬寄から諏訪間が距離的にも遠く、地形的に雨境峠などの難所がある。しかし、不可能な距離ではない。

(2) 宮廷の駒牽行事

京の都に送られた御馬は、官人が逢坂山まで駒迎に出る習わしがあった。

『西宮記』によると、駒迎は、駒牽の前日、主当寮より御馬が貢上されてきたことが近衛府に伝えられると、当日の朝近衛の将が官人を率いて、逢坂山に出向いて御馬を迎えた。

『紀貫之集』の延喜6年(906)月次御屏風八帖料四十五首の中に、

あふ坂の関の清水に影見えて

今やひくらむ望月の駒

の歌があり、『拾遺和歌集』にも収録されて余りにも有名である。

駒牽の日は、天皇が御所の紫宸殿、または仁寿殿に出御し、南庭に御馬が牽き入れられて華やかに駒牽の行事が行われた。

駒牽は、『日本紀略』弘仁14年(823)9月24日の条に、

「武徳殿に幸し信濃国御馬を覧す。親王已下参議已上に各一疋を賜る。」

とあるのが信濃御牧の貢馬の初見である。

しかし、『類聚三代格』神護景雲2年(768)

正月28日の太政官符に、信濃国の牧主当伊那郡の大領金刺舎人八磨の解による課欠駒の記事があるので、信濃の貢馬は、これ以前にも行われていたものと考えられる。

信濃御牧の貢馬は、それまで8月29日に行われていたが、『日本三代実録』貞観6年(864)6月23日の条に、

「勅して信濃国の牧、御馬を貢するの期を改定す」

とあり、翌貞観7年12月19日の条に、

「信濃国勅旨牧の御馬、元八月廿九日之を貢す。今十五日に定む。」

とあり、このときから8月15日に改められた。

また、望月の駒は8月23日とされた。

(3) 私牧の増加

国営牧制度は、律令制度の動揺と崩壊の歴史的過程を同じくして、しだいに私牧化し、御牧は左右馬寮の私牧となった。

『吾妻鏡』文治2年(1186)3月12日の条に、後白河法皇が、源頼朝に対して年貢の督促を依頼した知行国内の年貢未進の荘園61とともに、左馬寮領の信濃諸牧28が、

左馬寮領

笠原御牧・宮所・平井弓・岡屋・平野・小野牧・大塩牧・塩原・南内・北内・大野牧・大室牧・常盤牧・萩金井・高井野牧・吉田牧・笠原牧南條・同北條・望月牧・新張牧・塩河牧・菱野・長倉・塩野・桂井・多々利牧・金倉井

と記されている。

この28の牧には、『延喜式』の信濃16牧のうち、埴原牧など3牧の名が消え、新たに平野・小野牧・大塩牧・南内・北内・常盤牧・萩金井・

吉田牧・笠原牧南條・同北條・塩河牧・菱野・桂井・多々利牧・金倉井など15牧が記されている。

佐久郡の牧には、望月牧・菱野・長倉・塩野の4牧があり、61の荘園の中には、院御領佐久伴野庄・八条院御領大井庄などの名がある。

太政大臣洞院公賢の日記『園太暦』の貞和5年(1349)8月16日の条に、

「御馬近年之例に任せ六疋之を献ず、国司三疋之を献ず」

とある。鎌倉時代から南北朝時代の信濃牧の貢馬は、左馬寮の「寮家」が貢上する「寮家分」と国衙牧から貢上する「国司分」に分れていた。

そして、『園太暦』の文和4年(1355)8月25日の条に、

「北朝、駒牽を延引ス、是日、之ヲ追行す」とあるのが、信濃の駒牽の最後の記事である。

望月牧の貢馬は、後醍醐天皇の『建武年中行事』8月16日の条に、

「信濃の駒牽、甲斐の穂坂己下数多あれど、近頃はたえたり、(中略)望月ばかりは今も絶えず。」

と記されている。

しかし、望月牧の貢馬も、二条為定が延文元年(1356)に撰進した『新千載和歌集』所載の花園院の歌に、

昔見し 雲居は遠く へだつれど

面影ちかき 望月の駒

とあるのが貢馬の歴史を伝える最後の史料である。

参考文献

大日向克巳「八月駒牽」『古代国家と年中行事』

147ページ 1993 吉川弘文館

山口英男「八・九世紀の牧について」『史学雑

おわりに

本稿では、牧制度の変遷を中心にして、信濃の御牧の諸問題を考察した。

この問題については、先学諸氏の研究成果を参考にして、多くの問題を考究することができた。

また、古墳文化と馬の利用については、現有の資料によって若干の考察を試みたが、全体的視野で実態をとらえられる現状にはない。各地で進められている考古学的調査により、出土遺物の分類・検証などによる編年的・統計学的な研究が期待される。そして、古代馬の系譜に関しては、遺伝学的な研究がきわめて重要な研究分野であり、今後の研究の進展が待たれる。

信濃の御牧の位置については、現在萩倉牧をはじめ、不明、または未確定の部分が多く、今後の研究によって解明すべき課題が多い。全体的な視野での研究、学際的な総合的研究が必要である。

また、望月牧の施設の分布と構造等の研究は、これまで地名による研究、文献による調査研究が主体であり、野馬除等の考古学的調査も十分ではない。御牧ヶ原台地が急速に開発が進められている現状からも、今後現地における一層精緻な考古学的な発掘調査などの研究、地形学的な考証が重要であり、同時に御牧ヶ原台地と周辺一帯の総合的調査研究が必要である。

本稿の執筆には、先学諸氏の多くの文献を参考にし、引用させていただいた。そして、各地の調査で、多くの皆さんから温かいご協力を賜った。ここに併せて、心から謝意を表し、結びとしたい。